

## 第10章 完成検査

### 10.1 主任技術者が行う完成検査

- 1 主任技術者は、法第25条の4第3項第3号の規定により、施工した給水装置が構造・材質基準に適合したものであることを確認するための検査を実施しなければならない。
- 2 前項の検査には、施工の途中に施工管理のために行う中間検査と、工事完了時に施工状況の最終確認のために行う完成検査がある。この章では、完成検査の事項について定めるが、中間検査もこれに準じて行う必要がある。
- 3 完成検査は、給水装置が構造・材質基準に適合し、かつ、施工方法が適切に行われたことを最終的に確認する重要な作業であり、設計書等の書類検査と、現地の施工状況を確認する現地検査とがある。
- 4 指定工事業者は、「給水装置工事の完成検査等に関する要綱」（以下「検査要綱」という。）の規定に基づき、市に工事記録写真等を提出しなければならない。

〈解説〉

#### 1 書類検査

設計書等の書類検査は、設計審査を受けた設計書を基に状況変化により変更した部分を修正し作成された完成図により実施すること。なお、完成図の作成は「6.2 設計書記載要領」によること。

また、施工途中に工事申請者の要望、建築物の変更その他の事情により設計審査を受けた設計書等の変更（分岐位置、口径・管種変更、給水栓数の増減等）となる場合は、速やかに設計書等を作成し、市の審査を再度受けなければならない。

#### 2 現地検査

現地検査は、原則として給水管などの布設が終了した時点で、かつ、地中や壁体内に埋設されず露出状態にあるときに行うものとする。このため、主任技術者は、埋設、隠ぺい後の検査とならないため、建築及び給水装置の工程を把握し、工事従事者と連絡調整を行い、露出状態にある時点を捉える必要がある。

現地検査には、水圧検査、材質検査、配管・工法検査、機能検査及び水質検査がある。

##### (1) 水圧検査

検査水圧は、1.75メガパスカル、負荷時間は1分間とし、その際、漏水、抜けその他の異常がないことを確認する。既設管に水圧がかかる場合は、担当課・室との協議により、当該配水管の最大静水圧の1.5倍に替えることができる。

##### (2) 材質検査

給水管及び給水用具が、性能基準適合品を使用しているかを確認する。

確認の方法は、自己認証品は製造業者等の自社検査証印・製品品質証明書により、また第三者認証品は品質認証マークの表示を確認する。

##### (3) 配管・工法検査

構造・材質基準その他関係法令等に適合した適切な配管状況及び施工方法であり、かつ、設計書と整合していることを確認する。

##### (4) 機能検査

ア 給水栓類の吐水量及び作動状況を確認するとともに、メーター作動状況（すべての

給水栓等がメーターを通過しているか)の確認を行う。

イ ブースターポンプ、減圧式逆流防止器、吸排気弁その他器具の作動状況を確認する。

(5) 水質検査

ア 遊離残留塩素を測定(DPD法による)し、基準値(0.1mg/l)以上であることを確認する。

イ 臭気、味、色及び濁りについては、観察により検査を行い、異常がないことを確認する。

※DPD法とは、水道水の残留塩素を標準比色列と比較し測定する方法

(6) その他

ア 各戸メーターと各戸給水装置の適合性を確認する。

【法第25条の4】

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一 給水装置工事に関する技術上の管理

二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四 その他厚生労働省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

## 10.2 工事記録写真

1 工事記録写真は、第三者が内容を把握できるように（表 10-1）（表 10-2）（表 10-3）のとおり撮影をすること。

1 工事記録写真の提出は、（表 10-1）のとおりとする。

表 10-1 工事記録写真詳細

項目		内容	注意点	提出枚数
道路 (舗装)	土被り	・給水管の天端から測定 ・道路占用許可を受けた埋設深さ	・天端が見えること ・スタッフが読めること ・撮影表示板内容が読めること	1
	上砂	・給水管を覆う	・10 cmを確保すること	1
	碎石埋戻し	・埋設シート設置時が望ましい		1
	仮復旧	・道路占用許可を受けた厚さ		1
	本復旧		・同調工事の場合は、その同調名を余白に記入すること ・白線等道路標示の復旧確認をすること	1
道路 (砂利道)	土被り	・給水管の天端から測定 ・道路占用許可を受けた埋設深さ	・天端が見えること ・スタッフが読めること ・撮影表示板内容が読めること	1
	上砂	・給水管を覆う	・10 cmを確保すること	1
	碎石埋戻し	・埋設シート設置時が望ましい		1
	路面復旧			1
宅内	埋設状況	・原則 30 cm	・管上から測定すること ・なるべく長いスパンの設置状況を撮影すること	1
水圧	水圧テスト	・原則 1.75MPa を 1 分間	・全景の他、ゲージのアップを撮影すること ・接続先が確認できること	1

### 2 工事記録写真の提出枚数等の例外

- (1) 都市計画法第 32 条の開発行為で、宅地分譲の各区画予定線は 1 箇所でも可
- (2) 2 本以上の予定線は、1 箇所でも可
- (3) 直結直圧、加圧給水方式の新築、既設集合住宅の水圧テストは 1 箇所でも可
- (4) 工事用仮設水栓は、宅内の埋設状況及び水圧テストの写真は、免除
- (5) 割 T 字管分岐は、水圧テスト (1.0MPa を 10 分間)、穿孔作業中、G L から割 T 字管までの深さ (スタッフ使用) の写真を提出
- (6) 貯水槽方式又は自家用給水方式からの切り替えは、申請時に提出した水圧テスト写真とは別に、完成時に新設管を含めた水圧テスト写真を提出
- (7) 井戸水からの切り替えは、井戸の切離し写真を提出

- 3 工事記録写真の撮影は、次の説明事項（表 10-2）を記入した「撮影表示板」（電子黒板可）を同時に撮影すること。

**表 10-2 撮影表示板説明事項**

項目	説明事項
道路	・ 施工場所・ 施主名・ 施工日・ 業者名・ 施工内容
宅内	・ 施工場所・ 施主名・ 施工日・ 業者名・ 施工内容
水圧	・ 施工場所・ 施主名・ 施工日・ 業者名・ 水圧試験内容（水圧・ 時間）

- 4 撮影要領は、（表 10-3）のとおりとする（直轄国道除く。）。

**表 10-3 道路工事記録写真撮影要領**

道路種別 （交通区分）	項目	枚数
砂利道	1 管布設土被り	1
	2 砂埋戻し工	1
	3 路床工	1
	4 路盤工	1
	5 路盤厚さ管理	1
	計	5
舗装道	1 管布設土被り	1
	2 砂埋戻し工	1
	3 路床工	1
	4 路盤工（下層・上層）	2
	5 路盤厚さ管理（下層・上層）	2
	6 仮表層工	1
	7 基層工	1
	8 基層厚さ管理	1
	9 表層工	1
	10 表層厚さ管理	1
計	12	

※「浜松市占用許可事務取扱要領」による。

※直轄国道（国道 1 号線）は担当課に確認すること。

### 10.3 市が行う中間検査

- 1 市が行う中間検査は、開発行為に伴い市に移管される給水装置について、開発行為工事（配水管）中間検査報告書（様式3）により実施する書類検査と現地検査をいう。
- 2 書類検査は、指定工事業者から提出された工事記録写真により行う。
- 3 現地検査は、表層工施工前に指定工事業者が作成したマイクロ図により行う。
- 4 主任技術者は、市より検査の立会いを求められた場合には、立ち会わなければならない。
- 5 指定工事業者は、中間検査の結果、手直しを指摘された場合には、市が指定する期日までに修正又は補修を行うとともに、市の検査を受けなければならない。

〈解説〉

- 1 表層工前に現地検査（中間検査）を行う。
- 2 工事記録写真を基に書類検査を実施する。その後、現地検査を実施する。
- 3 工事記録写真の他に水圧試験結果、継手チェックシート及び水質試験報告書を提出すること。
- 4 表層工施工前に検査を行うことで、手直しに対応できる。
- 5 現地検査は、マイクロ図の照合、弁類操作を主とする。
- 6 手直しは、施工した給水装置とマイクロ図がある。共に修正又は補修を速やかに行い、再検査を受けること。

#### 【法第25条の9】

水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることが求められることができる。

#### 【指定業者規程第7条】

指定工事業者は、条例第12条第3項に規定する工事検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

### 10.4 市が行う完成検査

- 1 市が行う完成検査は、検査要綱第2条第3号の規定に基づき実施する。
- 2 主任技術者は、市より検査の立会いを求められた場合には、立ち会わなければならない。
- 3 指定工事業者は、完成検査の結果、手直しを指摘された場合には、市が指定する期日までに修正又は補修を行うとともに、市の検査を受けなければならない。
- 4 同一敷地内において水道以外の用水を併用する場合（井水等併用）は、必要に応じて現地検査を行う。
- 5 中高層直結直圧給水で建物内メーター設置及び直結加圧給水について、指定事業者は、完成届提出前に担当課・室窓口へ完成台帳を提出し検査依頼を行うこと。市は、中高層直結給水・加圧給水現場検査報告書（様式5）により書類検査及び現地検査を行う。

〈解説〉

- 1 指定工事業者は、工事が完成したとき、完成日から14日以内に「給水装置工事完成届」、設計書（給水台帳）その他必要書類を市に提出しなければならない。

## 2 現地検査

設計書等に基づき、市の職員が現地で給水装置を検査する。

## 3 書類検査

設計書、工事記録写真及びその他提出書類について検査する。

## 4 給水装置工事完成届提出前に、市の書類検査及び現地検査を受けなければならない工事内容は以下のとおりである。工事完了後、速やかに担当課・室へ検査依頼を行うこと。

- (1) 中高層直結直圧給水方式（建物内メーター）
- (2) 中高層直結加圧給水方式
- (3) 井水等併用 ※必要に応じて実施

### 【法第 17 条】

水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

### 【法第 25 条の 9】

水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることが求められることができる。

### 【条例第 12 条】

工事は、あらかじめ市の審査に合格した設計に基づき、申込者が法第 16 条の 2 第 1 項により管理者の指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に施行させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、市が工事を施行するものとする。

3 第 1 項の規定による工事が完成したときは、直ちに市の検査を受けなければならない。

4 法令その他別に定めがあるもののほか指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定める

### 【指定業者規程第 7 条】

指定工事業者は、条例第 12 条第 3 項に規定する工事検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

## 給水装置工事の完成検査等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の4第3項第3号及び浜松市水道事業給水条例（昭和33年浜松市条例第18号。以下「条例」という。）第12条第3項に規定する給水装置工事の完成検査等について必要な事項を定め、完成検査等の適正な実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 主任技術者が行う完成検査

法第25条の4第3項第3号の規定に基づき行う検査であつて、給水装置が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に規定する基準（以下あわせて「構造・材質基準」という。）に適合し、かつ、施工方法が適切に行われたかを確認する検査をいう。

#### (2) 市が行う中間検査

開発行為に伴い市に移管される給水装置については、開発行為工事（配水管）中間検査報告書（様式3）により実施する検査をいう。検査は別紙2の開発行為工事（配水管）中間検査基準に基づき行う。

#### (3) 市が行う完成検査

条例第12条第3項の規定に基づき行う検査であつて、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）により提出された書類に基づき実施する検査をいう。

### (検査書類の提出)

第3条 前条第2号及び第3号において、指定工事事業者の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 第2条第2号（中間検査）

ア 完成図（浜松市水道工事共通仕様書）

イ 工事記録写真（開発行為工事（配水管）中間検査報告書（様式3）に記載のある項目）

ウ 水圧試験結果

エ 水質試験結果

オ その他、施工条件等により管理者が指定する書類

#### (2) 第2条第3号（完成検査）

ア 給水装置工事完成届（浜松市水道事業給水条例施行規程第25条関係）

イ 設計書（給水台帳）2部

ウ 工事記録写真（給水装置工事完成検査報告書（様式1）に記載のある項目）

エ 給水装置工事完成検査報告書（主任技術者）（様式6）

オ その他、施工条件等により管理者が指定する書類

#### (3) 提出期限

- ア 中間検査は、表層工を施工する前に市に提出する。
- イ 完成検査は、浜松市水道事業給水条例施行規程第 8 条に基づき、提出する完成届に添えて、工事完成後 14 日以内に市に提出する。

(検査の内容)

第 4 条 第 2 条第 1 号及び第 3 号の検査の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主任技術者が行う完成検査

- ア 構造・材質基準に適合していることを確認する。
- イ 給水装置工事が市の審査に合格した設計と整合していることを確認する。
- ウ 給水装置工事完成検査報告書(主任技術者)(様式 6)の記載のある項目を確認する。

(2) 市が行う完成検査

ア 書類検査

全ての工事において書類検査は、給水装置工事完成検査報告書(様式 1)により検査する。検査は別紙 1 の給水装置工事完成検査報告書検査基準に基づき行う。

イ 現地検査

- (ア) 同一敷地内において水道以外の用水を併用する場合は、給水装置工事(井水等併用)現場検査報告書(様式 4)により、必要に応じて現地検査を行う。
- (イ) 中高層直結直圧給水で建物内メーター設置及び直結加圧給水については、中高層直結給水・加圧給水現場検査報告書(様式 5)により現地検査を行う。
- (ウ) その他、管理者が必要と認める場合、給水装置工事現場検査報告書(様式 2)により現地検査を行う。

(検査結果の報告)

第 5 条 市は前条第 2 号の検査結果については、給水装置工事完成検査報告書(様式 1)及び給水装置工事現場検査報告書(様式 2)により指定工事業者に報告するものとし、必要に応じて当該給水装置工事の申込者に報告する。

(改善指示)

第 6 条 第 4 条第 2 号の検査の結果、改善必要箇所がある場合、市は当該指定工事業者に対し、給水装置工事改善指示書(様式 7)に基づき改善指示を行うものとする。

(検査書類提出の省略)

第 7 条 次の各号に掲げる工事の場合であつて市が認めた場合は、第 3 条第 2 号に規定する給水装置工事完成検査報告書(主任技術者)(様式 6)の提出を省略することができるものとする。

- (1) 撤去工事
- (2) 修繕工事
- (3) 仮設又は臨時用で、かつ、小規模(1 給水栓程度)な工事

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

# 給水装置工事完成検査報告書

(様式1)

設置場所		受付年月日	年 月 日
申込者		完成年月日	年 月 日
指定工事事業者		提出年月日	年 月 日
徴収番号		検査年月日	年 月 日
工事種別		基準点	加点
道路と宅内		10点	
道路のみ		5点	
宅内のみ		5点	
種別	検査項目		基準点
写真 (道路)	写真未提出のため検査ができない	舗装 土被り・上砂・碎石埋戻し・仮復旧・本復旧 (下水同調・要望同調・同調)	1項目につき減点5
		砂利道 土被り・上砂・碎石埋戻し・路面復旧	1項目につき減点5
	写真内容不備	黒板なし	減点5
		スタッフなし・スタッフ読取不可	減点3
		管上確認不可・管上でない	減点1
	黒板記載不備または見えない	施工場所・施主名・施工日・業者名・施工内容	1項目につき減点1
	深度不足 (                  cm )		減点1
他の管と30cm以上の離隔がない		減点10	
写真 (宅内)	写真未提出のため検査ができない		減点25
	写真内容不備	黒板なし	減点5
		スタッフなし・スタッフ読取不可	減点3
		管上確認不可・管上でない	減点1
	黒板記載不備または見えない	施工場所・施主名・施工日・業者名・施工内容	1項目につき減点1
	深度不足(30cm未満) (                  cm )		減点1
	他の管と30cm以上の離隔がない		減点10
部分掘削(再度掘削している)		減点5	
写真 (水圧)	写真未提出のため検査ができない		減点25
	写真内容不備	黒板なし	減点5
		ゲージ読取不可	減点3
		接続先不明	減点1
	黒板記載不備または見えない	施工場所・施主名・施工日・業者名 ・水圧試験内容(水圧・時間)	1項目につき減点1
	水圧(不足・超過) (                  MPa) 試験水圧 1.75MPa (±0.04まで有効)		減点3
	水圧時間(不足・超過)(1分間)		減点3
完成前測定		減点1	
台帳	申請時や承認中に指摘した事項を訂正していない		減点10
	書類の不備		減点1
	記載漏れ・記載間違い		減点1
その他			
書類提出	手直し指示日( 月 日)・提出日( 月 日) 7日以上経過		減点3
	完成検査届の遅延(15日以上経過・半年以上経過)		減点5・減点10
検査員	検査結果	90 +                  -                  =	

## 給水装置工事現場検査報告書

(様式2)

		検査日	年	月	日
種別	検査項目	確認内容	○・×	コメント欄	
道路	復旧状態	ライン、凹凸、既設舗装とのすり合わせ等問題ない			
宅内 (民地内)	一文字止水栓	止水操作に支障がない(筐内中央)			
		設置場所は台帳と相違がない			
	メーター止水栓	止水操作に支障がない			
		設置場所は台帳と相違がない			
	メーター (量水器)	検針に支障がない			
		取替え作業ができる (ガイドナット等に工具がはまる)			
		メーター口径は台帳と相違がない			
		正しく設置されている(向き・水平)			
	外散水	台帳と相違がない(数量・場所)			
	特殊器具	台帳と相違がない(数量・場所)			
本体 (ガス(瞬)・電気(貯)・石油・他)					
貯水槽	設置位置	台帳と相違がない			
	チェック水栓	有・無      台帳と相違がない			
	減圧弁	有・無      台帳と相違がない			
	定水位弁	有・無      台帳と相違がない			
	バキュームブレーカー	有・無      台帳と相違がない			
	防虫金網	越流管端部に設置されていること			
該当する検査項目が全て○で書類検査を行える			検査員		

開発行為工事(配水管) 中間検査報告書

(様式3)

課長	課長補佐	グループ長	グループ	起案

設置場所										
申込者										
徴収番号										
指定工事事業者										
写真判定	土	検査事項		設計値		出来形		規格値	○・×	備考
		埋戻(砂)	上砂		cm		cm	設計値以上		
			下砂		cm		cm			
		埋戻材			cm		cm	一層転圧20cm以内		
		埋設標識シート			cm		cm	中間層に設置		
	管	材料検査						立会日 2021.5.20		
		基準高(土被り)			cm		cm	65cm以上		
		管テープ						铸铁管のみ		
		ソフトシール弁下部						HPEのみ		
		ポリエチレンスリーブ ※巻付状況						铸铁管・HPE		
	品質管理	水圧試験 ※自記圧測定記録による			MPa		MPa	初期圧力に対して 10%未満の低下		
水質試験						試験結果の提出				
継手チェックリスト ※铸铁管及びHPE										
該当する上記の項目全てが○になるまで現地検査は行わないこと。										
書類検査日								検査員		
現場検査	管延長			m		m	設計値以上			
	弁設置状況 (仕切弁Φ × 1箇所)						cm	弁体の設置状況 (弁棒軸高)		
	(SV × 1箇所)		操作に支障がない (筐の中心にある)					筐の設置状況		
	消火栓設置状況 ( 1箇所)						cm	弁体の設置状況 (弁棒軸高)		
	( 1箇所)		操作に支障がない					筐の設置状況		
	排泥ドレン ( 1箇所)		操作に支障がない					筐の設置状況		
竣工図	平面図 配管詳細図等							必要事項の 記載		
	オフセット3点測定 (弁類・管末)							精度		
各弁の×は、手直し後再確認すること。図面内の数字(寸法)の間違ひは、後日マイクロ再提出で確認。全て○で完成届提出。										
現場検査日								検査員		

## 給水装置工事(井水等併用)現場検査報告書

(様式4)

設置場所				
申込者		徴収番号		
指定工事事業者		検査日	年 月 日	
種別	検査項目	確認内容	○・×	コメント欄
井水等併用	井戸等ポンプ位置	台帳と相違がない		
	井戸等ポンプバルブ	有・無 台帳と相違がない		
	市水止水栓	「閉」により水栓類を確認する		
	調査結果	クロスコネクションではない		
道路復旧	舗装	本復旧が完了している		
	すり合わせ	通行に支障がない		
	ライン	着工前と同様の復旧である		
	凹凸	復旧範囲内に凹凸がない		
	その他			
宅内(民地内)	メーター止水栓	止水操作に支障がない		
		設置場所は台帳と相違がない		
	一文字止水栓	止水操作に支障がない(筐内中央)		
		設置場所は台帳と相違がない		
	メーター(量水器)	取替え作業ができる (ガイドナット等に工具がはまる)		
		メーター口径は台帳と相違がない		
		正しく設置されている(向き・水平)		
	外散水	台帳と相違がない(数量・場所)		
特殊器具	台帳と相違がない(数量・場所)			
	本体 (ガス(瞬)・電気(貯)・石油・他)			
貯水槽	設置位置	台帳と相違がない		
	チェック水栓	有・無 台帳と相違がない		
	減圧弁	有・無 台帳と相違がない		
	定水位弁	有・無 台帳と相違がない		
	バキュームブレーカー	有・無 台帳と相違がない		
	防虫金網	越流管端部に設置されていること		
該当する検査項目が全て○で完成届の提出を可とする			検査員	

## 中高層直結給水・加圧給水現場検査報告書

(様式5)

設置場所				
申込者		徴収番号		
指定工事事業者		検査日	年	月 日
種別	検査項目	確認内容	○・×	コメント欄
道路	復旧状態	ライン、凹凸、既設舗装とのすり合わせ等問題なし		
バルブ	一文字止水栓 ・ 仕切弁	筐内中央に設置、開閉作業に支障なし		
水栓	外散水の位置と数量	台帳と相違がない		
建物内 メーター 設置	メーターユニット	向き(1次側・2次側)		
		固定状況		
		上・下流接続管は 可撓性がある管の使用(台帳と相違がない)		
	メーター(量水器)設置	正しい向きである		
		部屋番号とメーター番号が合致している		
		検針・検満に支障がない		
	パイプシャフトの床面	漏水の際、PS内から廊下へ流れる構造である		
凍結防止対策	凍結防止カバー等必要に応じて対策を講じる			
逆流 防止 装置	単式逆止弁の設置 【直圧方式】	・メーター直近の下流 ・第一止水栓から立管の間に設置(建物内メーター)		
	減圧式逆流防止器の設置 【加圧方式】	ブースターポンプ内に設置		
	単式逆止弁の設置 【直圧・加圧方式】	直圧系統の分岐直近下流側		
器具	立管の最上部に 吸排気弁の設置【共通】	吸排気弁である		
		バルブは全開状態より1/4回転戻しを確認		
	チェック栓又は 共用栓の設置【共通】	第一止水栓と立管の間(直圧方式) 第一止水とブースターポンプの間(加圧方式)		
排水ドレン【加圧方式】	給水ヘッダー末端部捨て水が出来る構造である			
プ ォン プ ス プ タ ー	設置位置	台帳と相違がない		
	ポンプの設定値(1次圧)	設定値(            m)		
	メンテナンスカード	年1回、メンテナンスを行う旨を伝える		
該当する検査項目が全て○で完成届の提出を可とする		検査員		

## 給水装置工事完成検査報告書(主任技術者)

(様式6)

設置場所		
申請者		
徴収番号		
内容	検査項目	対象チェック
配管	配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れている(施行令第6条1)に適合	<input type="checkbox"/>
	配水管への取付口における給水管口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でない(施行令第6条2)に適合	<input type="checkbox"/>
	配水管の水圧に影響を及ぼすポンプに連結されていない(施行令第6条3)に適合	<input type="checkbox"/>
	水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること(施行令第6条4)に適合	<input type="checkbox"/>
	必要な防護措置が施されている(凍結防止・腐食防止等)(施行令第6条5)に適合	<input type="checkbox"/>
	クロスコネクションがされていない(施行令第6条6)に適合	<input type="checkbox"/>
	適切な逆流防止措置が施されている(施行令第6条7)に適合	<input type="checkbox"/>
	水圧試験の結果、漏水、抜けその他の異常がない(1.75MPaを1分間保持)	<input type="checkbox"/>
	埋設深度が基準値以上である(道路及び宅内)	<input type="checkbox"/>
	配管状況が設計書と整合している	<input type="checkbox"/>
	適切な接合である	<input type="checkbox"/>
	性能基準適合品が使用されている	<input type="checkbox"/>
器具	器具・ユニットは性能基準適合品が使用されている	<input type="checkbox"/>
	適切な接合である	<input type="checkbox"/>
	基準どおりの吐水口空間が確保されている	<input type="checkbox"/>
	筐類が設置基準に適合している	<input type="checkbox"/>
メーター	メーターの検針、取替え等に支障がない	<input type="checkbox"/>
	メーター止水栓が正常に機能し、かつ、操作に支障がない	<input type="checkbox"/>
	メーター筐の底板・砂留板が良好に設置されている	<input type="checkbox"/>
	各戸メーターと各戸給水装置の関連が設計書と整合している	<input type="checkbox"/>
	すべての給水栓等がメーターを経由している	<input type="checkbox"/>
止水栓	止水栓が正常に機能し、かつ、操作に支障がない	<input type="checkbox"/>
	止水栓が止水栓筐の中心にあり、かつ、傾きがない	<input type="checkbox"/>
貯水槽	基準どおりの吐水口空間が確保されている	<input type="checkbox"/>
	オーバーフロー管及び通気管の管端部に防虫網が設置されている	<input type="checkbox"/>
	満・減水警報装置及び波立ち防止板の設置が適切である	<input type="checkbox"/>
	貯水槽の有効容量が設計書と整合している	<input type="checkbox"/>
	定水位弁及び減圧弁が正常に機能し、かつ、設置状況が適切である	<input type="checkbox"/>
	チェック水栓が設置されている	<input type="checkbox"/>
水質	遊離残留塩素が基準値以上である(0.1mg/l以上)	<input type="checkbox"/>
	臭気、味、色及び濁りに異常がない(井戸切替の場合は、鉄・pH)	<input type="checkbox"/>
その他		
上記のとおり確認し基準に適合していたことを報告します。		検査日 年 月 日
指定工事事業者	主任技術者	
・対象チェック欄の記入方法は、該当する検査項目について主任技術者が確認をして□にレ点を記入すること ・該当しない検査項目については、枠内を斜線すること		

(様式7)

年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

給水装置工事改善指示書

設置場所	
申請者	
徴収番号	
指定工事事業者	
検査年月日	
検査員	

改善指示内容
改善期限